

平成十四年政令第三百六十二号
社債・株式等の振替に関する法律施行令

内閣は、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、短期社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第二百一十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

- 第一章 振替機関等（第一条・第二条）
- 第二章 加入者保護信託（第三条・第六条）
- 第三章 社債の振替（第七条・第十四条）
- 第四章 国債の振替（第五十五条）
- 第五章 地方債等の振替（第十六条・第二十七条）
- 第五章の二 受益証券発行信託の受益権の振替（第二十七条の二・第二十七条の十二）
- 第六章 株式の振替（第二十八条・第四十一条）
- 第七章 新株予約権の振替（第四十二条・第五十条）
- 第八章 新株予約権付社債の振替（第五十一条・第五十九条）
- 第九章 投資口等の振替（第六十条・第七十条）
- 第十章 組織変更等に係る振替（第七十一条・第八十三条）
- 第十一章 雜則（第八十四条・第八十六条）

附則 第一章 振替機関等

（最低資本金の額）

第一条 社債・株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第

五条第一項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。
(連帯保証の対象から除かれる加入者)

第二条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第四十四条第一項第十三号に掲げる者
二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家
三 国若しくは地方公共団体又は特別の法律により設立された法人（前号に掲げるものを除く。）
四 振替機関等（前三号に掲げるものを除く。）

五 外国政府その他外国の法令上第二号又は第三号に掲げるものに相当する者
六 前各号に掲げる者のほか、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣が指定する者

第二章 加入者保護信託

（受益者への支払に係る公告事項）

第三条 法第五十九条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十九条第一項の補償対象債権の届出方法
二 法第六十条第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払方法
三 加入者が法第六十条第一項の請求の際に提出又は提示をすべき資料その他のもの
四 その他加入者保護信託の受託者が必要と認める事項
(届出期間の変更事由)

第四条 法第五十九条第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告
二 法第六十五条の二の規定による通知
三 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第一百九十九条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十条第一項の規定による再生計画認可の決定
四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

五 その他内閣府令・法務省令・財務省令で定める事由
(受益者への支払の限度額)

第五条 法第六十条第四項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。ただし、同条第一項に規定する支払の前に破産直近上位機関等（法第五十八条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に係る破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続における配当又は弁済（優先権のある債権に係るものを除く。以下この条において「弁済等」という。）が行われる場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 换價対象債権（法第六十条第一項に規定する換價対象債権をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額が千万円以下の場合、当該換價対象債権の額から、当該換價対象債権を有する加入者に対する弁済等の額（当該加入者が、当該換價対象債権以外に当該弁済等に係る債権を有する場合には、当該加入者に対する弁済等の額に、当該換價対象債権の額を当該弁済等に係る債権の総額で除して得た率を乗じて得た額。次号において同じ。）を控除して得た額として得た額

（補償対象債権に係る支払の場合の租税特別措置法の特例）
第六条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。
二 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行により生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。

三 2 形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第四項第一号又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が補償対象債権に係る支払（法第六十一条の二第二項の支払をいう。次項において同じ。）により生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。
四 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行により生じた場合であつて、当該事実が補償対象債権に係る支払により生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の三第二項及び第十項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する事実に該当しないものとみなす。

第三章 社債の振替
(振替口座簿の記載又は記録事項)

第七条 法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項は、振替社債（法第六十六条に規定する振替社債をいう。以下同じ。）についての処分の制限に関する事項とする。
(信託の記載又は記録の申請)

第八条 法第七十五条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録（以下この章において「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。
一 信託の委託者（以下単に「委託者」という。）の信託の受託者（以下単に「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者
二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法（平成十八年法律第二百八号）第六十二条第一項に規定する新受託者（以下単に「新受託者」という。）に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者（以下単に「前受託者」という。）
三 前号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
一 受託者又は新受託者の口座
二 当該申請に係る振替社債の銘柄及び金額
三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄（法第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。第十一条第二項第三号において同じ。）であるか、又は質権欄（法

第六十九条第一項第一号口に規定する質権欄をいう。第十一條第二項第三号において同じ。)

(代位による申請)

第九条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者（以下単に「受益者」という。）又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第十条 第八条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替社債の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。

2 前項の場合において、振替機関等は、法第七十条第四項第二号若しくは第四号の規定又は同条第五項第二号若しくは第四号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項第二号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、同時に、第八条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第七十条第四項第三号、第五項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第七項第一号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところ従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

（信託の記載又は記録の抹消の申請）

第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関（第三号に掲げる場合にあっては、受託者の直近上位機関）に対しする申請により行う。

一 振替社債についての権利の移転により当該振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 前受託者

三 振替社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は前受託者の口座

二 当該申請に係る振替社債の銘柄及び金額

三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3 第一项第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、自分が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第十二条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。

3 第一项第三号に定める受益者は、当該振替社債についての権利について、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

(受託者の変更)

第十三条 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、信託財産に属する振替社債についての権利について新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請（以下の条において「増額記載等申請」という。）をするのと同時に、当該振替社債についての権利について、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

3 2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。

正十一年法律第六十二号第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増額記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることはできる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増額記載等申請と同時にしなければならない。

4 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

(振替社債の内容の提供)

第十四条 法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 法第六十九条第一項第七号に掲げる事項（以下この条において「振替社債の内容」という。）を記載した書面（振替社債の内容が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。）に記録されている場合にあっては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面）を加入者に交付又は送付する方法

二 電磁的方法（法第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）であつて内閣府令・法務省令（国債を取り扱う振替機関の場合にあっては、内閣府令・法務省令・財務省令。次号において同じ。）で定めるものにより、振替社債の内容を加入者に提供する方法

三 電磁的方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものにより、法第六十九条第一項の通知に係る振替社債について、振替機関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替社債の金額の全額につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が振替社債の内容の提供を受けることができる状態に置く方法

(第四章 国債の振替)

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第一百条第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十八条第二項第三号	法第六十九条第二項第一号イ	法第九十二条第二項第一号
第十条第三項	法第七十条第四項第三号	法第九十五条第四項第二号
第十六条	法第七十条第四項第二号	法第九十五条第四項第二号
第五章 地方債等の振替	法第九十五条第四項第三号	法第九十五条第四項第三号

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第十六条 第七条の規定は法第一百十三条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第一百十三条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百十三条规定する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第十七条 第七条の規定は法第一百十五条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第一百十五条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

（投資法人債について準用する法の規定の読み替え）

第十八条 法第一百十五条の規定において投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資法人債について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える	読み替える字句	読み替える字句
法の規定		

- 七 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数の併合後振替受益権についての増加の記載又は記録をすべき事項
- (信託の分割により他の銘柄の振替受益権が交付される際に端数が生ずる場合の措置及び指示)
- 第二十七条の六** 法第一百二十七条の十三第五項の規定により振替機関がする指示は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を示して行うものとする。
- 一 所有権のうち顧客口座 同条第一項第一号の振替受益権の全部についての記載又は記録の抹消
 - 二 前項第三号から第七号までに定める記載又は記録をするために必要な事項を報告すべき旨
 - 三 前号に規定する記載又は記録をしなければならない口座管理機関 当該記載又は記録をすべき事項
- (振替受益権信託の記載又は記録の申請)
- 該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。
- 一 委託者の受託者に対する振替受益権の譲渡又は質入れにより当該振替受益権が信託財産に属することとなる場合 委託者

- 二 受託者の変更により信託財産に属する振替受益権が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者
- 第二十七条の八** 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して振替受益権信託の記載又は記録を申請することができる。
- 一 受託者又は新受託者の口座
 - 二 当該申請に係る振替受益権の銘柄及び数
 - 三 第一号の口座において振替受益権信託の記載又は記録がされるのが保有権であるか、又は質権であるかの別
- (代位による申請)
- 第二十七条の九** 第二十七条の七第一項第一号に掲げる場合においては、振替受益権信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替受益権の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。
- 一 前項の場合において、振替機関等は、法第一百二十七条の七第四項第二号若しくは第四号の規定又は同条第五項第二号若しくは第四号(これららの規定を同条第六項において準用する場合を含む)若しくは第七項第二号(同条第八項において準用する場合を含む)の規定による通知をするときは、同時に、第二十七条の七第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。
 - 二 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第一百二十七条の七第四項第三号の規定、同条第五項第三号(同条第六項において準用する場合を含む)の規定又は同条第七項第一号(同条第八項において準用する場合を含む)の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における振替受益権信託の記載又は記録をしなければならない。
- (振替受益権信託の記載又は記録の抹消の申請)
- 第二十七条の十** 振替受益権信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関(第三号に掲げる場合にあっては、受託者の直近上位機関)に対する申請により行う。
- 一 振替受益権の移転により当該振替受益権が信託財産に属しないこととなる場合 受託者
 - 二 受託者の変更により信託財産に属する振替受益権が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
 - 三 振替受益権を固有財産に帰属させることにより当該振替受益権が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者
- 一 前号の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 受託者又は前受託者の口座
 - 二 当該申請に係る振替受益権の銘柄及び数
 - 三 第一号の口座において振替受益権信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有権であるか、又は質権であるかの別
- (同時申請)
- 第二十七条の十一** 前条第一項第一号に掲げる場合においては、振替受益権信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する振替受益権の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。

- 三 振替株式についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者
- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 受託者又は前受託者の口座
- 二 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数
- 三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別であるかの別 第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。
- (同時申請)
- 第三十七条** 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。
- (受託者の変更)
- 第三十八条** 受託者の変更があつた場合には、前受託者は、信託財産に属する振替株式についての権利について新受託者の口座に増加の記載又は記録をする旨の振替の申請(第三項において「増加記載等申請」という。)をするのと同時に、当該振替株式についての権利について、第三十三条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第三十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による申請(第三項において「受託者変更記載等申請」という。)をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。
- 2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。
- 3 2 第三十五条第一項及び第三項の規定は、前項から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合には、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。
- 4 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。
- 第三十九条** 法第一百五十五条第一項第七号に規定する政令で定めるときは裁判所が会社更生法第一百四十四条第一項に規定する基準日を定めたときとし、同号に規定する政令で定める日は当該基準日とする。
- (少數株主権等の行使期間)
- 第四十条** 法第一百五十四条第二項に規定する政令で定める期間は、四週間とする。
- (振替株式の内容の提供)
- 第四十一条** 法第一百六十二条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものにより、同項各号に掲げる通知に係る振替株式について、振替機関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替株式の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が当該各号に定める事項の提供を受けることができる状態に置く方法とする。
- 第七章 新株予約権の振替**
- (振替口座簿の記載又は記録事項)
- 第四十二条** 法第一百六十五条第三項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 振替新株予約権(法第一百六十三条に規定する振替新株予約権をいう。以下同じ。)について
- 二 第二十八条第二号から第四号までに掲げる事項(新規記載又は記録手続における通知事項)
- 第四十三条** 法第一百六十六条第一項第八号に規定する政令で定める事項は、前条第一号に掲げる事項とする。

- (信託の記載又は記録の申請)
- 第四十四条** 法第一百七十六条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録(以下この章において「信託の記載又は記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。
- 一 委託者の受託者に対する振替新株予約権の譲渡又は質入れにより当該振替新株予約権についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者
- 二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者
- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 受託者又は新受託者の口座
- 二 当該申請に係る振替新株予約権の銘柄及び数
- 三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄(法第一百六十六条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第四十七条第二項第三号において同じ。)であるか、又は質権欄(法第一百六十六条第二項第一号ロに規定する質権欄をいう。第四十七条第二項第三号において同じ。)であるかの別
- (代位による申請)
- 第四十五条** 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。
- 2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。
- (同時申請)
- 第四十六条** 第四十四条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替新株予約権の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。
- 2 前項の場合において、振替機関等は、法第一百六十八条第四項第二号若しくは第五号の規定又は同条第五項第二号若しくは第五号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による権利を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、同時に、第四十四条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第一百六十八条第四項第三号若しくは第四号の規定、同条第五項第三号若しくは第四号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第七項第二号若しくは第四号(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた振替機関等は、法第一百六十八条第四項第三号若しくは第四号の規定(信託の記載又は記録の抹消の申請)による通知を受けた振替機関等は、法第一百六十八条第四項第三号若しくは第四号(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。
- (信託の記載又は記録の抹消の申請)
- 第四十七条** 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関(第三号に掲げる場合にあっては、受託者の直近上位機関)に対する申請により行う。
- 一 振替新株予約権についての権利の移転により当該振替新株予約権についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者
- 二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
- 三 振替新株予約権についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替新株予約権についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者
- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 受託者又は前受託者の口座
- 二 当該申請に係る振替新株予約権の銘柄及び数

三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別であるかの別

3 第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。(同時申請)

第四十八条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。(受託者の変更)

第四十九条 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、信託財産に属する振替新株予約権についての権利について新受託者の口座に増加の記載又は記録をする旨の振替の申請(第三項において「増加記載等申請」という。)をするのと同時に、当該振替新株予約権についての権利について、第四十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四十七条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による申請(第三項において「受託者変更記載等申請」という。)をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

第五十条 第四十六条第一項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。

3 法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

(振替新株予約権の内容の提供)

第五十一条 法第一百九十二条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものにより、法第一百六十六条第一項の通知に係る振替新株予約権について、振替機関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が同項第九号に掲げる事項の提供を受けることができる状態に置く方法とする。

第八章 新株予約権付社債の振替

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第五十二条 法第一百九十四条第三項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 振替新株予約権付社債(法第一百九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。)についての処分の制限に関する事項

二 第二十八条第二号から第四号までに掲げる事項

(新規記載又は記録手続における通知事項)

第五十三条 法第一百九十五条第一項第八号に規定する政令で定める事項は、前条第二号に掲げる事項とする。

(信託の記載又は記録の申請)

法第二百七条第一項に規定する振替新株予約権付社債への記載又は記録(以下この章において「信託の記載又は記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関(第三号に掲げる場合にあっては、受託者の直近上位機関)に対する申請により行う。

一 振替新株予約権付社債についての権利の移転により当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権付社債についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 振替新株予約権付社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者

一 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権付社債についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(同時申請)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

一 受託者又は新受託者の口座

二 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄(法第一百九十五条第二項第一号に規定する保有欄)をいう。第五十六条第二項第三号において同じ。)であるか、又は質権欄(法第一百九十五条第二項第一号に規定する質権欄)をいう。第五十六条第二項第三号において同じ。)であるかの別

第五十四条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して(代位による申請)

第五十五条 第五十三条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替新株予約権付社債の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第五十六条 第五十三条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替新株予約権付社債の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。

2 前項の場合において、振替機関等は、法第一百九十七条第四項第二号若しくは第五号の規定又は同条第五項第二号若しくは第五号(これららの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されることは第七項第三号(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、同時に、第五十三条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第一百九十七条第四項第三号若しくは第四号の規定又は同条第五項第三号若しくは第四号(これららの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第五十七条 第五十三条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関(第三号に掲げる場合にあっては、受託者の直近上位機関)に対する申請により行う。

一 振替新株予約権付社債についての権利の移転により当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権付社債についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

一 受託者又は前受託者の口座

二 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 第一号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

(受託者の変更)

第五十八条 受託者の変更があった場合には、前受託者は、信託財産に属する振替新株予約権付社債についての権利について新受託者の口座に増加の記載又は記録をする旨の振替の申請（第三項において「増加記載等申請」という。）をするのと同時に、当該振替新株予約権付社債についての権利について、第五十三条规定第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による申請（第三項において「受託者変更記載等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

第三百五十九条第二項及び第三百六十条の規定に前二項の場合は、信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。
(振替新株予約権付社債の内容の提供)

第五十九条 法第二百一十五条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものにより、同項各号に掲げる通知に係る振替新株予約権付社債について、振替機関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が当該各号に定める事項の提供を受けることができる状態に置く方法とする。

第九章 投資口等の振替 (投資口に関する株式に係る規定の準用)

第六十条 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十条第一項の規

定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十六条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十六条第五項に規定する政令で定める記

三十六条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十一条第一項の規定は法第二百二十二条第一項から三百三十条第一項に規定する旨を定めることとする。

二十一条第一項において準用する法第三百三十七条第五項に規定する政令で定める語彙又は語鏡について、第三十一条第二項の規定は法第一百二十八条第一項において準用する法第三百三十七条第

三十二条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十三条から第三十八条までの規定は法第二百二十八条

第一項において準用する法第二百四十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第四十条の規定は法第二百二十八条第一条において準用する法第二百五十四条第二項に規定す

る政令で定める期間について、第四十一条の規定は法第二百二十九条第一項において準用する法第一百一十二条第一項に規定する期間に適用する。この場合、前項の規定による期間は、この場合、前項の規定による期間を三十日以上延長することができる。

第一百六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それそれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み

第三十条第一項第一号	み替えるものとする。
	振替株式の数 振替投資口の口数

特別株主申出	特別投資主申出
規定する特別株主	規定する特別投資主

特別株主」
特別投資主」

乗じた数	ことの 数
乗じた口数	ことの 口数

乗じた口数

100

第六十一条 法第二百二十八条第一項の規定による投資口について法の規定を準用する場合に、
おりとする。

おいて投資信託及び投資法人に関する法律に規定する
における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のと

第三十条第一項第二号		その数	ごとの数	その口数
第三十条第一項第三号		乗じた数	ごとの口数	乗じた口数
第三十条第一項第四号		振替株式の数	振替投資口の口数	その口数
第三十一条第一項第一号		振替株式の数	振替投資口の口数	された口数
第三十一条第一項第二号		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十一条第一項第三号		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十一条第一項第四号		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十二条第一項第一号		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十二条第一項第二号		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十二条第一項第三号		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十二条第一項第四号		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十三条第一項第一号から第七号まで		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
第三十三条第一項第五号から第七号まで		振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数
及び数	存続会社等振替株式	存続投資法人振替投資口	存続投資法人振替投資口の口数	存続投資法人振替投資口の口数
及び口数	存続会社等振替株式	存続投資法人振替投資口	存続投資法人振替投資口の口数	存続投資法人振替投資口の口数

第二百五十九条の二 第二会社 法第三百二十五条	資産の流動化に関する法律第六十五条第三項において
二項	の五第二項
(保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却に生ずる場合の措置及び指示)	準用する会社法第三百二十五条の五第二項
第六十五条 法第二百四十二条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十六条第三項に規定する保有欄等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。	
一 法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十六条第五項の加入者の口座の保有欄（法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十一条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この項において同じ。）当該保有欄に記載又は記録がされている振替優先出資（法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この項において同じ。）の口数（法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第二項第一号の申出がされた振替優先出資については、同号に規定する特別優先出資社員ごとの口数とし、買取口座（法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十五条第一項に規定する買取口座をいう。）に記載又は記録がされている振替優先出資のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十五条第三項の申請をした振替優先出資の優先出資社員ごとの数とする。）に減少比率（法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十六条第一項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。）を乗じた口数（その口数に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録	
二 法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十六条第五項の加入者の口座の質権欄（法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十一条第二項第一号ロに規定する質権欄をいう。）当該質権欄に記載又は記録がされている同条第一項第一号の振替優先出資の優先出資社員ごとの口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数（第四号において「質権欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。以下この号において同じ。）についての当該優先出資社員ごとの口数の減少の記載又は記録及び当該減少比率をそれぞれ乗じた口数の総数についての当該振替優先出資の口数の減少の記載又は記録	
三 前二号に規定する加入者の上位機関の口座のうち顧客口座 振替優先出資の口数についての前二号に定める記載又は記録がされた口数の減少の記載又は記録	
四 法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十六条第一項第一号の振替優先出資の優先出資社員（特別優先出資社員を含む。）である加入者の直近上位機関（二以上あるときは、そのうちの振替機関が定めるもの）の備える振替口座簿中の当該優先出資社員の口座の保有欄（当該優先出資社員の有する振替優先出資について、一から保有欄端数を控除した数と一から質権欄端数を控除した数を合計した数（その数に一に満たない端数（第六号において「発行者分端数」という。）があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録	
五 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録	
六 法第二百三十九条第一項において準用する法第三十六条第一項第四号の口座の保有欄（行者分端数の総数（その総数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録	
七 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録	
八 法第二百四十二条第五項の規定により振替機関がする指示は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を示して行うものとする。	
一 すべての下位機関 前項第三号から第七号までに定める記載又は記録をするために必要な事	

二 前号に規定する記載又は記録をしなければならない口座管理機関
き事項 当該記載又は記録をすべ

文選

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)
第六十五条の二 第四十二条(第一号を除く。)の規定は法第二百四十七条の三第一項において準

用する法第百六十五条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第四十四条から第十九条までの規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百七十六条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十条の規定は法第二百四十七条の三第一項において

（特定目的会社の新優先出資引受権に関する新株予約権に係る規定の準用）
第六十六条 第四十二条（第二号を除く。）の規定は法第二百四十九条第一項において準用する法第百九十一條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

第一百六十五条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第四十四条から第四十九条までの規定は法第二百四十九条第一項において準用する法第七十七条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十条の規定は法第二百四十九条第一項において準用する法第

百九十一條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へて、

	み替えるものとする。
第四十四条第二項第二号及び第四十七条第二項第二号	
第四十九条第一項	

第四十九条第三項		増加記載等申請	増額記載等申請
(特定目的会社)の転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)	増加記載等申請	増額記載等申請	

第六十七条 第五十一条（第二号を除く。）の規定は法第二百五十五条第一項において準用する法第一百九十四条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第五十三条から第五十八条まで

での規定は法第二百五十二条第一項において準用する法第二百七条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十九条の規定は法第二百五十二条第一項において準用する法第二百五十五条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十八條第三項	第五十八條第一項
增加記載等申請 增加記載等申請	增加の 増額の 増額記載等申請 増額記載等申請

(特定目的会社の転換特定社債について準用する法の規定の読み替え)
第六十八条 法第一百五十二条第一項の規定において資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的の読み替えは、次の表とのおり

読み替える法	読み替えられる字句	読み替える字句
の規定		りとする。

<p>第三十二条第一項第四号存続会社等振替株式 から第七号まで</p> <p>(吸收合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に對して吸收合併存続協同組織金融機関等の振替優先出資を交付しようとするときに関する規定の準用)</p> <p>第七十四条 第三十二条第一項の規定は法第二百五十六条第四項において準用する法第一百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第一百五十六条第四項において準用する法第一百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>存続信用金庫等振替優先出資</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

(吸収合併消滅銀行等の株主に対して吸収合併存続信用金庫等の振替優先出資を交付しようとす
るときについて準用する法の規定の読み替え)

とき、又は吸収合併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して株式等の割当てをしないこととするときについて法第百六十条第三項の規定を

(特例投資信託受益権について適用する法の規定の読み替え)

第二十条 法附則第三十七条第一項において特例投資信託受益権(同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権(同項に規定する振替投資信託受益権をいう。)とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第二百三十三条、第一百五十五条、第一百五十七条、第一百五十九条、第一百六十一条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十二条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例投資信託受益権について適用する法の規定の読み替え)

第二十一条 法附則第三十七条第二項において特例投資信託受益権について法附則第十四条第五項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「発行者(登録債にあっては、発行者及び登録機関)」とあるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

(特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読み替え)

第二十二条 法附則第三十九条第一項において特例貸付信託受益権(同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。)とみなし、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第二百三十三条、第一百五十五条、第一百五十七条、第一百五十九条、第一百六十一条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読み替え)

第二十三条 法附則第三十九条第二項において特例貸付信託受益権について法附則第十四条第五項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「発行者(登録債にあっては、発行者及び登録機関)」とあるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

(特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読み替え)

第二十四条 法附則第四十条第一項において特例特定目的信託受益権(同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権(同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。)とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第二百三十三条、第一百五十五条、第一百五十七条、第一百五十九条、第一百六十一条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十四条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読み替え)

第二十五条 法附則第四十条第二項において特例特定目的信託受益権について法附則第十四条第五項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「発行者(登録債にあっては、発行者及び登録機関)」とあるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

(旧特定目的会社に係る特定短期社債に関する経過措置)
この政令による改正前の短期社債等の振替に関する法律施行令附則第四条及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

第二十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月二八日政令第一一九号)

この政令は、会社更生法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年六月二五日政令第二八〇号)

この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日(平成十五年六月三十日)から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号) 抄

(施行期日) この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二三〇号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一九日政令第一七四号)

この政令は、改正前の社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する加入者保護信託(次項において「加入者保護信託」という。)でこの政令の施行の日前にその効力が生じたものについては、信託法整備法第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣は、適用される法律を新法(同条第一項に規定する新法をいう。)とする旨の信託の変更を命じて、これを新法信託(同条第一項に規定する新法信託をいう。)次項において同じ。)とすることができる。

2 前項の規定により新法信託とされた加入者保護信託における信託法整備法第五条(第三項第二号を除く。)の規定の適用については、同条第四項中「当該信託財産の管理人」とあるのは、「内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣」と、「新信託法第六十三条第一項に規定する信託財産管理制度の申立てをしなければ」とあるのは、「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第八条及び信託法第六十四条第一項の規定により信託財産管理者を選任しなければ」とする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による権限及び前項の規定により読み替えて適用する信託法整備法第五条(第三項第二号を除く。)の規定による権限を金融庁長官に委任する。
(社債等の振替に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の日前にされた第二十三条の規定による改正前の社債等の振替に関する法

律施行令の規定による記載又は記録の申請に係る当該記載又は記録に関する手続については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三三号) 抄

(施行期日) この政令は、改正前の附則の規定によりなお従前の例による。

第一条 この政令は、改正前の附則の規定によりなお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

(罰則に関する経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一四日政令第三七〇号）

この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第四条、第六条、第九条、第十六条、第二十八条及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

（特定発行者が知り得る事項）

第二条 改正法附則第八条第五項第八号に規定する政令で定める事項は、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二十八条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第三条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者は、改正法附則第三条第二項（改正法附則第六条第二項において準用する場合を含む。次条及び附則第五条において同じ。）の規定による通知に係る実質株主（改正法附則第二条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧保振法」という。）第三十条第一項に規定する実質株主をいう。次条及び附則第五条において同じ。）のうちの放送法第五十二条の八第一項に規定する外人格事由をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなるときは、改正法附則第三条第四項の規定にかかるわらず、特定外国株式（外人格事由に該当することとなるよう当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。）についても適用する。

（放送法第五十二条の八第一項に規定する外人格事由をいう。以下この項において同じ。）に該当する事項については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 放送法第一条第三号の五に規定する委託放送事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第五十二条の八第一項に規定する外人格事由」とあるのは「第五十二条の二十八第一項において読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外人格事由」と、「外人格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する外人格事由をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「放送法第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「外人格事由」とあるのは「放送法第五十二条の十第三項第五号ニ」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社について準用する。この場合において、同項中「第五十二条の八第一項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「第五十二条の八第一項に規定する外人格事由」とあるのは「第五十二条の三十二第二第一項」と、「第五十二条の八第一項に規定する外人格事由」とあるのは「第五十二条の三十二第二第一項に規定する外人格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する外人格事由をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「放送法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「外人格事由」とあるのは「放送法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と読み替えるものとする。

第四条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二十条の二第一項に規定する本邦航空運送事業者及び同項に規定するその持株会社等は、改正法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの航空法第二百二十条の二第一項に規定する外人格事由が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされるものとみなし、又は記録することとした場合に航空法第四条第一項第四号に該当することとなるときは、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同号に該当することとなる。

（施行期日）

（平成二〇年七月四日政令第二十九号）

いように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定められた方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができる。

第五条 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社は、改正法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一項各号に掲げる者が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式の全てについて改正法附則第三条第四項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合（日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一項に規定する外国人等議決権割合）が三分の一以上となるようにて同じ）が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないよう当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定めた方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしてはならない。

附 則（平成二一年三月二三日政令第四八号）

（施行期日）

（この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第一條 この政令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二三年六月一四日政令第一八一号）抄

（施行期日）

この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月一四日政令第一四六号）

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二八日政令第一二三号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一十七年五月一日）から施行する。

附 則（令和四年八月三日政令第二六八号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月二四日政令第一七四号）

この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。